

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社クレイス
事業所の所在地	〒550-0014 大阪市西区北堀江1-5-2 四ツ橋新興産ビル1101

1 派遣労働者の数 (対象期間：2022/9/1～2023/8/31)

派遣労働者の数	32人
雇用安定措置を講じた人数	2人

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間：2022/9/1～2023/8/31)

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	3社
-----------------------	----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間：2022/9/1～2023/8/31)

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額：税抜)	20,177円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	13,771円
マージン率	31.7%
労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額：税込)	22,195円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	13,771円
マージン率	38.0%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	実施時間	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	8時間	無償	有給
営業研修	派遣中	OJT	8時間		
販売促進研修	派遣中	OJT	8時間		
リーダー就任研修	派遣中	OFF-JT	4時間		
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	4時間		

キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先

相談窓口：石川武史 電話番号：06-6556-7445

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等	社会保険、有給休暇、育児休暇、定期健康診断、中退共加入（4年目以降）
-------	------------------------------------

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日